

新型コロナウイルス感染症（第5類）に関する対応について

新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日より第5類の感染症となることより、教職員・学生は以下に示す事項に留意して、新型コロナウイルス感染防止に努めるようお願いします。

1. 全般的な生活・行動
2. 感染時の対応
3. 授業並びに学生への対応
4. 寮での対応

1. 全般的な生活・行動

【基本事項】

- (1) 手指消毒，手洗い，咳エチケットを徹底する。
- (2) 感染リスク3条件（密閉，密集，密接）を回避するよう努める。特に，それらが重ならないようにし，換気を励行する。
- (3) 学内では，マスクを常時携帯することを推奨し，教員の指示がある時は着用する。
- (4) 教室等で授業を行う場合は，教職員，学生は個人の判断でマスクを着用する。但し，体調不良時は必ずマスクを着用する。
- (5) 新型コロナ感染症に罹患して療養し，回復後に医療機関の了解のもと登校する場合には，罹患の翌日から起算して10日間はマスクを着用する。同居家族が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合には，家族が回復するまで登校時にはマスクを着用する。

【体調不良時等の留意事項】

- (1) 咳等の症状がある場合は，咳エチケット（マスク等で口や鼻を覆う）を行う。
- (2) 発熱等の風邪症状が見られるときは，登校せず外出を控え，教職員の場合は所属長，学生の場合は担任や学校（学生課 097-552-6359）に連絡する。医療機関を受診し自宅で静養するとともに，症状が治まって病院等の判断（口頭でも可）で異常がない場合は登校可とする。

2. 感染時の対応

【新型コロナウイルスに感染した場合】

医療機関を受診する。発症後5日間は他人に感染させるリスクが高いことから，発症日翌日から5日間は登校など外出を控える。また，5日目に症状が続いていた場合は，熱が下がり，痰や喉の痛みなどの症状が軽快した日の翌日までは，登校など外出を控え療養につとめる。これらの期間，学生は出席停止となります。症状が重い場合は，医療機関を再度受診する。学生は，復学後，医師の診断書か薬の処方箋か投薬の種類を確認できるものを持参して，学生課で，公欠の手続きを行う（インフルエンザの対応と同じ）。詳しくは，学生便覧を参照する。

さらに，10日間が経過するまでは，ウイルス排出の可能性があることから，不織布マスクを着用し，周りの方へうつさないよう配慮する。発症後10日を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には，マスクの着用など咳エチケットを心がける。

【家族や同居家族に感染者が出た場合】

第5類感染症に移行することから、新型コロナウイルス患者の「濃厚接触者」として特定されることはなくなったので、不織布マスクを着用して、登校する。但し、登校する場合は、新型コロナウイルスに感染した方の発症日翌日から5日間は自身の体調にも注意すること。7日目までは発症する可能性があるため、この期間は、手洗い等の手指衛生や換気等の基本的感染対策のほか、不織布マスクを着用する等の配慮をすること。もし症状が見られた場合には、医療機関を受診する。

3. 授業並びに学生への対応

【対策下での授業期間】

- ・ 教室内では、CO₂メータにより二酸化炭素濃度を確認し、換気に努めること。

【遠隔授業】

- ・ 感染者に対しては、学生の希望により遠隔授業を実施する。
- ・ 同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由があると学校が判断した場合は、自宅学習許可願を提出することにより、遠隔授業の受講を許可する場合がある。
- ・ 遠隔授業を継続して受講している学生が、必要あるいは緊急な事情により登校する案件が生じた場合は、以下の区分で対応教員にWeb又は電話にて相談・許可を受けるようにする。
- ・ 学級閉鎖となった場合、原則として教室からの配信授業を行う。

○教務関係 → 教務主事

○奨学金等学生課関係、部活動・課外活動関係 → 学生主事

○寮関係 → 寮務主事

○研究室関係 → 各専門学科長、指導教員、専攻科長

○進路関係 → 各専門学科長、担任、進路指導委員長、専攻科長、専攻主任

○学生相談室関係 → 学生相談室長

【公欠等の取扱い】

○発熱の場合

- ・ 発熱の場合には登校を控える。（医療機関を受診したことがわかる証明書等が必要）この場合、担任もしくは学校に前もって連絡すること。
- ・ 受診の結果、新型コロナウイルス感染症について陽性もしくは陰性であっても、登校時には健康観察カード（要保護者印）、健康回復後からの学修記録帳（保護者署名または保護者印）を提出すること。「陽性であれば公欠願の提出にて公欠（専攻科は欠席に数えない）」とし、「陰性であっても**受診当日は**自宅学習許可願の提出と遠隔授業受講にて出席扱い」とする。
- ・ 発熱の症状が継続して欠席した場合（最長5日間）でも医療機関を再び受診し、「陽性であった場合は公欠（専攻科は欠席に数えない）」、「陰性であっても自宅学習許可願の提出にて遠隔授業を受講にて出席扱い」とする。

○ワクチン接種後の副反応で発熱の場合

- ・ ワクチン接種および接種後の副反応も各個人で日程調整等が可能であることから、公欠にはならない。従って、自宅学習許可はできず遠隔授業受講も認められない。

【校外授業・クラブ活動など】

- ・ 常時換気，手指消毒，体調不良時のマスク着用などを徹底する。体調不良時は，食事中を含めマスクを外しての会話を控える。屋内で活動を実施する場合は，体育館のような広く天井の高い施設であっても換気に努めること。その際，気候上可能な限り常時，困難な場合はこまめに（30分に1回以上，数分間程度，窓を全開する），2方向の窓を同時に開けて換気を行うこと。健康チェックを行って顧問・指導教員に報告させる。
- ・ クラブ活動等前後での集団での飲食時は感染に注意すること。
- ・ 大会前などの特別な理由がある場合は，学生主事室の議を経て感染対策の条件を満たしている場合のみ活動時間の延長を認める場合がある。

4. 寮での対応

- ・ 体調不調者は必ずマスクを着用し，発熱した場合は帰省する。
- ・ 食堂の椅子は1テーブル6席とする。
- ・ 昼食は，従来の定食にもどす。
- ・ 夕食のタイムシェアリングは行わず，19：15ラストオーダー制を維持する。
- ・ 男子風呂は現状のまま1，2で運用する。
- ・ 門限は，新型コロナウイルス感染症対応前の状況に戻し以下のとおりとする。
 - 低学年 21：00
 - 高学年 22：00
- ・ 夜の点呼・報告を再開する。

以上。